

# 上サロベツ自然再生事業

## 農業と湿原の共生に向けた

### 自然再生実施計画書（緩衝帯・沈砂池）

豊 富 町

サロベツ農事連絡会議

国土交通省北海道開発局稚内開発建設部

## はじめに

上サロベツ自然再生協議会では、平成18年2月に「上サロベツ自然再生全体構想」を作成し、基本的な考え方や目標などを決めました。今後は、全体構想を踏まえて自然再生事業を実施する人たちが実施計画を作成し、様々な取り組みを進めていくこととなります。

上サロベツ湿原では、様々な要因により、湿原の乾燥化やペンケ沼の土砂流入による閉塞の進行及び湿原内湖沼群の汚濁物質の流入など湿原を取り巻く環境が変化しています。

本実施計画書では、上サロベツ湿原の隣接部で実施する農業生産基盤整備の一部工事及び維持管理により、農用地と隣接している上サロベツ湿原の乾燥化抑制対策や、農用地から河川下流域に流出する土砂を軽減させるための取り組みを自然再生推進法の基本理念に基づき定めています。

また、自然再生事業の効果を発揮するために、これらの取り組みを地域住民が持続的に行っていくことが非常に重要であることから、モニタリングと維持管理方法について地域住民主体で取り組めるようまとめています。

# 目 次

第1章	実施者と協議会	1
	第1節 実施者の名称及び実施者の属する協議会	1
第2章	自然再生の意義と取り組みの考え方	2
	第1節 自然環境の保全上の意義	2
	第2節 全体構想における農業と湿原の共生に に向けた取り組み（緩衝帯、沈砂池）の位置付け	2
第3章	自然再生事業の対象となる区域の現状	3
	第1節 自然再生事業の対象区域	3
	第2節 自然再生事業の対象となる区域の現状	6
第4章	農業と湿原の共生に向けた取組（緩衝帯、沈砂池）	7
	第1節 事業の目標と目標達成のための手法	7
	第2節 事業の実施内容	7
第5章	その他自然再生事業の実施に関して必要な事項	16
	第1節 緩衝帯用地提供者等との協働	16
	第2節 地域の多様な主体の参加と連携	16

## 第1章 実施者と協議会

### 第1節 実施者の名称及び実施者の属する協議会

上サロベツ地域における湿原の乾燥化対策（緩衝帯）と土砂流出対策（沈砂池）について、上サロベツ自然再生協議会に属する豊富町、サロベツ農事連絡会議及び国土交通省北海道開発局稚内開発建設部が協働し実施するものである。

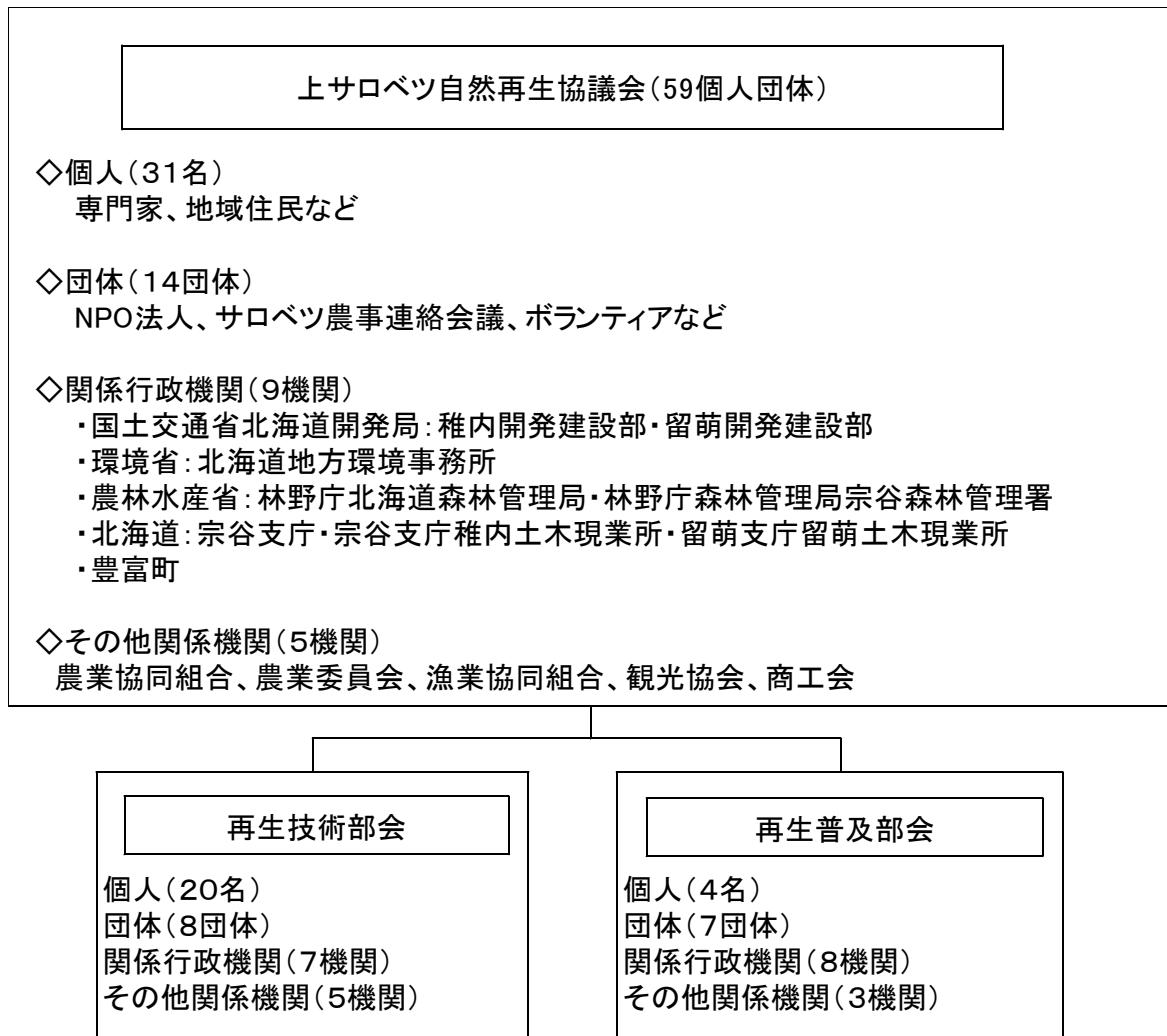


図1 上サロベツ自然再生協議会組織図

## 第2章 自然再生の意義と取り組みの考え方

### 第1節 自然環境の保全上の意義

#### 1. 上サロベツ湿原の課題

上サロベツ湿原の一部では、多様な人間活動の影響により湿原の乾燥化が進んでいる。ペンケ沼では、土砂及び汚濁物質の流入による湖沼環境や生態系への影響が課題となっている。

一方、上サロベツ湿原周辺の農用地は、豊富町の基幹産業である酪農の重要な生産基盤であり、今日では宗谷地方の基幹産業にまで成長したが、泥炭地特有の現象である地盤沈下の進行により、排水路及び農用地の機能が著しく低下しており、営農に支障を来している。

したがって、農用地と湿原の保全・再生に向けた取り組みが必要となっている。

#### 2. 上サロベツ湿原の保全の必要性

上サロベツ湿原は、高層湿原を取り囲むように中間湿原、低層湿原、湿原河川へと展開し泥炭地の形成過程を見ることが出来る貴重な場所であるとともに、低地における日本最大の高層湿原として、利尻礼文サロベツ国立公園の指定やラムサール条約湿地に登録されている。

上サロベツ湿原は、湿原と農業が共生する地域であり湿原環境の保全と地域の持続的な発展のためにも、上サロベツ湿原の保全・再生は欠くことの出来ない重要なものである。

したがって、農業基盤の整備及び維持管理に当たっては、農用地と隣接する湿原の乾燥化抑制の取り組みや、ペンケ沼の土砂流入対策ならびに湿原や河川下流域に対する負荷軽減に向けた取り組みを進める。

### 第2節 全体構想における農業と湿原の共生に向けた取り組み（緩衝帯、沈砂池）の位置付け

本事業は、湿原の乾燥化防止対策として、湿原と隣接する農用地に緩衝帯を設置することにより湿原地下水位の低下を抑制するものである。また、農業用排水路が河川に合流する手前に設置される沈砂池を適切に維持管理することで、整備する農業用排水路が流入する河川への土砂流出を抑制するものである。

なお、緩衝帯及び沈砂池は、自然再生全体構想の「上サロベツ湿原の保全」、「ペンケ沼とその周辺の現状維持」の目標達成のための取り組みに位置づけられる。